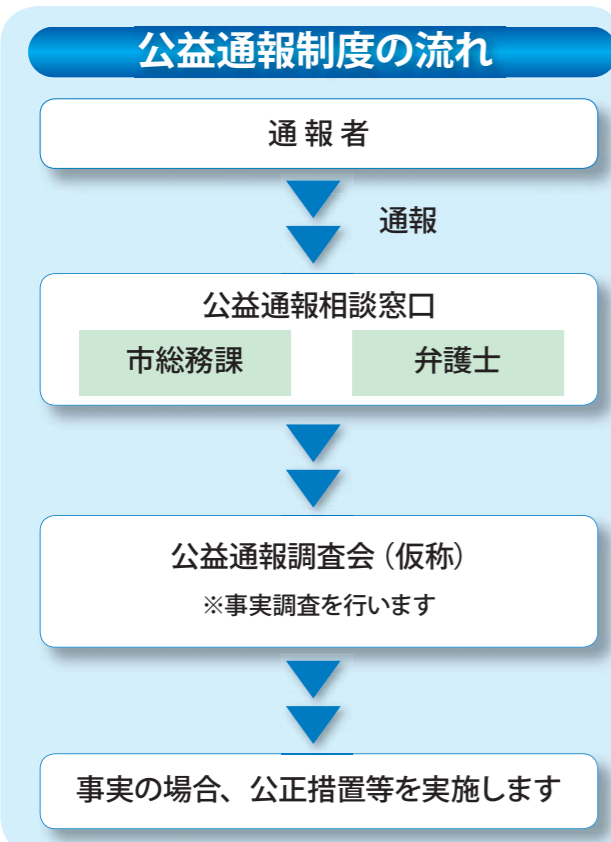


「公益通報相談の窓口」を設置します



単なる苦情等は、公益通報にはなりません。

公益のために通報を行った労働者が解雇等の不利益な取扱いを受けることのないよう、通報者保護に関するルールの明確化と事業者による国民の生命や身体への保護、消費者の利益の擁護等に関する法令遵守を確保するために、公益通報者保護法が制定されました。

市では、この法に基づき市の業務等に関する法令違反などの相談や公益通報を受け付ける窓口として、平成19年4月1日から「公益通報相談窓口」を、市総務課と藤枝弁護士

士事務所を設置します。通報者の秘密は守られます。安心して通報してください。

○対象となる違反行為

① 刑罰規定に違反する行為（罰金や懲役等の刑罰が科される法令違反行為）

② 最終的に刑罰規定に違反する行為につながる法令違反行為

【公益通報相談窓口】
市総務課
☎0994-31-1127
藤枝法律事務所
☎0994-43-8242

意見公募手続（パブリックコメント）のお知らせ



市では、重要な計画や条例を策定しようとする際に、その案（目的や内容など）を公表して、市民の皆さんから意見を聴く、意見公募手続（パブリックコメント）制度を設けています。

この制度に基づき、次の条例案に対する意見を募集します。

- 条例案の名称
鹿屋市コンプライアンス条例（仮称）
- 条例案の目的
職務の公平かつ公正な遂行を図り、市政に対する市民の信頼を確保することを目的としています。
- 条例案の概要
鹿屋市の行政組織において法令遵守を推進するための行動規範の確立、及びその制度的保障について必要な事項を定めるとともに、市民に対して法令遵守への理解と協力を

求めることなどが定められています。

○閲覧場所
市ホームページ、市総務課情報公開室（5階）、各総合支所（地域振興課）、各出張所、各サービスコーナー

○提出方法
市総務課に直接提出、又は郵送、Eメール、FAXで提出してください。

※意見提出用紙は、市ホームページ、及び閲覧場所にあります。

○閲覧及び意見公募期間
平成19年4月1日（日）～30日（月）

【問い合わせ・提出先】
〒893-8501
鹿屋市共栄町20番1号
市総務課
☎0994-31-1127
Fax 0994-42-2001
Eメール
sounmu@kanoya.net

中村絢子ピアノリサイタル
日時 5月16日（水）18時30分

●主な曲目 ベートーベン「ピアノソナタ第14番嬰ハ短調OP・27・2（月光）」
ショパン「バラード第1番」
場所 市民交流センターホール
入場料 3,000円（全席指定）

名曲アルバムコンサート
ト・ショパン情熱の生々

日時 6月4日（月）18時30分

●主な曲目 別れの曲・華麗なワルツ・雨だれ・ノクターン・革命 ほか
場所 市民交流センターホール
入場料 1,000円（全席指定）

※リナシティかのかや総合管理事務室又は市文化会館・Aコープ肝付吾平店・ショッピンダセンターかねた・Aマート輝北店で、どちらも4月21日（土）からチケットを発売します。

※未就学児の入場はご遠慮ください。

健康増進課のお知らせ
このころの健康づくりやこころの病気について心配している人を対象に相談員や保健師が相談に応じます。

日時 4月20日（金）
受付 9時～11時30分・13時～14時30分

●場所 保健相談センター
一般健康相談日

自分や家族の健康に関することで不安なこと・知りたいことがある人、また話を聞いてもらいたい人は保健師・栄養士等が相談に応じます。

日時 4月20日（金）
一般健康相談 受付 9時～11時30分・13時～14時30分
糖尿病相談 受付 13時～14時30分

●場所 保健相談センター
内容 栄養・運動・休養・歯科に関する健康相談、血圧測定・尿検査

【問い合わせ】
市健康増進課
☎0994-41-2110

屋外広告物はルールを守って設置しましょう

屋外広告物が無秩序に設置されると、まちの美観はもとより、事故などの問題も発生します。そのため、屋外広告物の設置には、ルールが定められています。

みんなで、ルールを守って、美しいまちをいつまでも守りましょう。

- 屋外広告物とは**
屋外広告物とは、「常時または一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるもの」で、看板や立看板、はり紙、はり札、広告塔、広告板などのことです。
- 屋外広告物の禁止物件**
良好な景観を形成したり、風致を維持するために、広告物の設置を禁止している物件があります。もし、違反した場合は、罰則に処せられるほか、違反広告物として、市が除却することができます。
- ◆禁止物件（下図参照）
街路樹、信号機、道路標識、電柱、橋、トンネル、分離帯、道路上のさく、消火栓、郵便ポスト、電話ボックス、銅像、記念碑、電柱・街灯柱へのはり紙、はり札、広告旗、立看板などです。
- 設置できない広告物**
- ひどく汚れたり、色あせたり、塗料のはがれたもの
 - ひどく破損したり、老朽化したもの
 - 倒れたり、壊れたり、落下するおそれがあるもの
 - 信号機や道路標識などに似ていたり、道路の安全利用を妨げるもの
- 設置には許可が必要**
屋外広告を設置するには、あらかじめ許可が必要なものもあります。
- また、自分の店舗や会社に表示する店舗名や会社名などの広告物も、一定の表示面積を超える場合は許可が必要です。

手数料
広告物の種類と大きさで手数料は決まります。※許可申請、手数料の額など、詳しくは、お問い合わせください。

【問い合わせ】
市都市政策課 ☎0994-31-1130

